このように、様々な性状及び形状のポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ効率的な処理体制の整備を進めるためには、ポリ塩化ビフェニルが使用されていた製品等の特定、保管状況、それらの性状及び形状に係る調査を引き続き行う必要があり、信頼できる調査・分析機関は重要な役割を担う。このため、国においてこれらの信頼性向上に努めるとともに必要な調査を行う。また、民間事業者等における技術開発及び実用化の取組が行われるよう必要な情報の提供に努め、様々なポリ塩化ビフェニル廃棄物の特徴に応じた効率的な処理方法の確立に努める。なお、民間事業者等の技術開発の状況を踏まえた上で、開発すべき処理技術の緊急性等を総合的に勘案し、国が必要な技術開発に取り組む。

また、国は、安全性の確保を前提としつつ、より効率的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が図られるよう、民間事業者における低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する新技術について、技術の評価を行い、その実用化の促進に努める。

第４節　その他必要な事項

１　ポリ塩化ビフェニルの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては昭和47年まで、ポリ塩化ビフェニルを含む低圧コンデンサーを使用して製造されたものがあり、これまでは、これらの家電製品の製造者によりポリ塩化ビフェニルを使用した部品の取外し及び保管が行われ、処理も進展しているところである。今後とも、ポリ塩化ビフェニルの製造が禁止される昭和49年以前に製造された上記３機種の家電製品については、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品を含む家電製品である可能性があるため、市町村は廃家電製品等の処理に際しては、これまで通り、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取り外したポリ塩化ビフェニルを使用した部品は家電製品の製造者の責任の下に保管されており、ポリ塩化ビフェニル廃棄物として適正に処理されるものである。

２　優良な低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設への支援

優良な低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設の整備を支援する制度として、その他の産業廃棄物処理施設と同様に、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等の制度及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成４年法律第62号）に基づく支援制度が設けられており、これらの制度の活用を図る。

おわりに

本計画は、ストックホルム条約に基づき締約国に求められている適正な処分に係る年限と拠点的広域処理施設が立地する各地元地方公共団体との約束を踏まえて設定された計画的処理完了期限を一日でも早く達成するために必要な措置について定めたものである。

特に高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の全国５ヵ所の拠点的広域処理施設以外において、その処理を行うことは現実的には困難であり、拠点的広域処理施設が立地する地元地方公共団体及び地域住民の理解の下、安全性の確保を前提に、計画的処理完了期限を遵守して一日でも早い処理の完了を目指さなければならない。また、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物についても、更なる取組について検討を行い、平成39年３月31日までにその処理を終えなければならない。

ポリ塩化ビフェニルについては、世界的に規制が進められており、我が国でも昭和47年以降製造は行われていないものの、国内には未だ相当数のポリ塩化ビフェニル廃棄物やポリ塩化ビフェニル使用製品が残されている。ポリ塩化ビフェニルは、本来自然界には存在しない人工の化学物質であり、その毒性に鑑みれば、将来世代のためにも、ポリ塩化ビフェニルによるこれ以上の環境汚染を防がなければならない。ポリ塩化ビフェニルの無害化処理は、現在世代に課せられた責務であるとの認識の下、その一日も早い処理完了に向けて、必要に応じて本計画の見直しを行うとともに、政府一丸となって、都道府県市、保管事業者、所有事業者、製造者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社等の関係者との連携の下、本計画に定めた措置を速やかに、かつ、着実に実施しなければならない。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４６４９号

東京都練馬区貫井１丁目４番11号
債務者　有限会社西川運輸
代表者代表取締役　武藤みどり
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大沢　正一
４　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７１１号

東京都荒川区西尾久１丁目３番４号
債務者　株式会社オールラウンド
代表者代表取締役　宮下　康則
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大久保博史
４　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７２１号

東京都目黒区東山１丁目４番13号
債務者　ワンタッチネイル株式会社
代表者代表取締役　山崎　純子
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　穂貴
４　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７３０号

東京都新宿区荒木町19番地　ラ・ヴィアンローゼ305
債務者　リバーストーン株式会社
代表者代表取締役　石川彰太郎
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉峯　耕平
４　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７３２号

東京都世田谷区三宿２―10―８
債務者　有限会社快援隊
代表者代表取締役　林　　一雄
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨田　　司
４　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７４８号

東京都墨田区立花５丁目17番17号
債務者　有限会社アイタ商会
代表者代表取締役　相田　通幸
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷本　昇隆
４　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７７０号

東京都豊島区東池袋３丁目１番１号　サンシャイン60
債務者　株式会社カネアカ
代表者代表取締役　赤澤　仁士
１　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一瀬　太一
４　破産債権の届出期間　平成28年８月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午前10時

東京地方裁判所民事第20部